

# 令和3年度入学者選抜募集要項〔外国人生徒等に係る特別枠選抜〕

## 福島県立湯本高等学校

住所 〒972-8322 福島県いわき市常磐上湯長谷町五反田 55 番地

電話 0246-42-2178 (代) FAX 0246-42-2174

令和3年度における福島県立湯本高等学校（以下「本校」という。）の入学者選抜〔外国人生徒等に係る特別枠選抜〕は、この要項及び「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」（福島県教育委員会）により実施する。

### 1 募集定員

全日制課程普通科若干名

### 2 出願資格

外国人生徒等に係る特別枠選抜に出願することのできる者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者で、かつ下記の条件①又は②を満たす者とする。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和3年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）

(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

#### ① 外国人生徒の場合

保護者と共に福島県内に居住しているか又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在日期間が3年以内であり、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者。

ただし、「入国後の在日期間が3年以内」とは、原則として、入国した日から令和3年2月1日現在で3年が経過していない場合をいう。

#### ② 海外帰国生徒の場合

海外に引き続き1年を超える期間在留して帰国し、令和3年2月1日現在、帰国後3年以内で、保護者と共に福島県内に居住し、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者。

ただし、保護者の帰国が遅れるときでも、保護者が志願者の入学後1年以内に帰国し、県内に志願者と同居することが確実であれば出願を認める。

### 3 通学区域

県下一円とする。

### 4 出願手続き及び提出書類

(1) 出願方法

① 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。

② 上記①以外の者は、直接、本校校長に出願する。

(2) 出願期間

令和3年2月4日（木）から2月9日（火）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

(3) 出願に必要な書類

① 中学校卒業後及び卒業見込の者

ア) 入学願書（本県所定の様式）

イ) 令和3年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。本県所定の様式）

提出期間は令和3年2月16日（火）から2月17日（水）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、本県所定の調査書の記載が困難な場合は、外国における最終学校の成績証明書、又はこれに代わるもので代替することができる。

ウ) 受験票用紙（本県所定の様式に、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

エ) 入学検定料納付済証明書用紙（本県所定の様式に、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

② 上記①以外の者

ア) 入学願書（本県所定の様式）

イ) 健康診断書（令和3年1月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、この要項に示した「2 出願資格」の「(2) 中学校卒業後と同等以上の学力があると認められる者」のうち、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除することができる。

ウ) 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの

エ) 受験票用紙（本県所定の様式に、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

オ) 入学検定料納付済証明書用紙（本県所定の様式に、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

③ 外国人生徒等については、そのことを証明する書類を添付する。

◇外国人生徒……市町村長が発行する「住民票の写し」

◇海外帰国生徒……海外生活を証明する書類（在住期間明示のもの）

④ 外国人生徒等特別枠選抜適用申請書（本県所定の様式）

⑤ 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿を添付する。

⑥ 入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

(4) 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（本県所定の様式）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

① 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

- ② 提出期間は、令和3年2月16日（火）から2月17日（水）までとする。  
 郵送の場合には、令和3年2月17日（水）の消印有効とする。  
 持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

## 5 選抜方法及び選抜資料

以下のものを資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

### (1) 調査書

調査書の「各教科の学習の記録」は段階評価とし、「特別活動等の記録」は点数化しないが、内容を精査する。

### (2) 作文

- ① 日本語による作文を実施する。
- ② 試験時間は50分とする。
- ③ あるテーマについて、400字以上500字以内で自分の感想や思いを述べる作文とする。
- ④ 作文については、段階評価する。

### (3) 面接

- ① 英語又は日本語による個人面接を実施する。
- ② 個人面接を実施し、段階評価する。

### (4) 基礎学力検査

- ① 基礎学力検査（国語、数学、英語）を実施する。
- ② 各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

## 6 検査日時及び会場

- (1) 日 時 令和3年3月3日（水）
- (2) 受 付 午前8時～午前8時30分
- (3) 会 場 本校
- (4) 日 程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20
国語	休	数学	休	英語	昼食	作文	休	面接
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	

## 7 合格者発表

- (1) 令和3年3月15日（月）正午以降に本校で発表する。
- (2) 合格者に対して、合格通知書（本県所定の様式）を交付する。合格者は受験票を提示すること。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

## 8 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席

した者及び新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者(※)とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」(この要項では、新型コロナウイルス感染症を除く。以下、同じ。)を指すものとする。

※ここでいう「新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者」の範囲については、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。

- (1) 日 時 令和3年3月10日(水)
- (2) 受 付 午前8時～午前8時30分
- (3) 会 場 本校
- (4) 日 程

9:00            9:50 10:05            10:55 11:10            12:00            12:50            13:40 13:55

国語	休	数学	休	英語	昼食	作文	休	面接
----	---	----	---	----	----	----	---	----

(50分) (15分) (50分) (15分) (50分) (50分) (50分) (15分)

- (5) 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。
- (6) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願(本県所定の様式)に医師の診断書を添付し、令和3年3月5日(金)午後4時まで本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した志願者の追検査等受験の手続きについては、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

- (7) その他

学力検査等の際、インフルエンザ罹患患者や体調不良者(ただし、新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされる者を除く。)の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。しかし、令和3年3月3日の基礎学力検査、作文、面接を1つでも受験した志願者は、追検査を受験できない。

## 9 その他

- (1) 障がい等のある志願者に対する配慮

「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。

- (2) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(本県所定の様式)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (3) その他、不明な点があれば本校に問い合わせること。